

令和2年10月27日

外務省

財務省

経済産業省

イランの核問題に関する国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づく 措置の一部解除について

我が国は、「イランの核合意に関する国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づく措置の履行について」（平成28年1月22日閣議了解）をもって、国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）決議第2231号に基づき各国が実施することとされた措置を履行してきた。

今般、令和2年10月18日に包括的共同作業計画の採択の日から5年が経過したこと（注）を受け、本日付の閣議了解「イランの核問題に関する国際連合安全保障理事会決議第2231号に基づく措置の一部解除について」により、上記平成28年1月22日付の閣議了解に基づいて講じられた措置のうち、「イランに対する大型通常兵器等の供給、販売、移転、提供、製造、維持又は使用に関連する資金の移転を防止する一方、国連安保理の事前承認を得られる場合、これを許可することが可能となる措置」を解除することとし、本日付で関連する外務省告示を廃止するとともに、財務省告示及び経済産業省告示の一部を改正した（改正告示は別添参照。）。

なお、我が国においては、海外への武器の移転について、防衛装備移転三原則の下、外国為替及び外国貿易法に基づき厳格に対応しており、イランに対する武器の移転についても引き続き厳格に対応していく。

（注）イランとの大型通常兵器等の供給等を国連安保理による事前承認制にかからしめる国連安保理決議第2231号の附属書B5は、「この規定は、JCPOA（包括的共同作業計画）の採択の日から5年後の日又はIAEA（国際原子力機関）が拡大結論を確認する報告を提出する日のいずれか早い方の日まで適用する。」と規定している。

連絡・問い合わせ先

外務省中東アフリカ局中東第2課

TEL 03-5501-8000 内線 2761

財務省国際局調査課外国為替室

TEL 03-3581-4111 内線 2868

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3501-1511 内線 3242

外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成十年大蔵省告示第九十七号）

<p>改正後</p>	<p>一 法第十六条第一項の規定に基づくもの 「イ」チ 略</p> <p>リ 居住者又は非居住者による本邦から外国へ向けた支払であつて、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動を指定する件（平成二十八年一月外務省告示第十八号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの</p> <p>二 「ヌ」レ 略</p>
<p>改正前</p>	<p>一 「同上」 「イ」チ 同上</p> <p>リ 居住者又は非居住者による本邦から外国へ向けた支払であつて、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動を指定する件（平成二十八年一月外務省告示第十八号）で定めるものをいう。）又はイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となるイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金移転の対象となる活動を指定する件（平成二十八年一月外務省告示第二十号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの</p> <p>二 「同上」 「ヌ」レ 同上</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）

改正後

一〇四 「略」

五 居住者又は非居住者による本邦から外国へ向けた支払であつて、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に
関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動を指定する件（平成二十八年外務省告示第十八号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの

改正前

一〇四 「略」

五 居住者又は非居住者による本邦から外国へ向けた支払であつて、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に
関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動を指定する件（平成二十八年外務省告示第十八号）で定めるものをいう。）又はイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となるイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金移転の対象となる活動を指定する件（平成二十八年外務省告示第二十号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの

備考 表中の「」の記載は注記である。